

# 山陽小野田市立山口東京理科大学学生向け住宅相談窓口業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣 旨

この実施要領は、山陽小野田市立山口東京理科大学（以下「本学」という。）の学生住宅相談窓口業務の業務受託者を選定するために行う公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めます。

## 2 委託業務の概要

### (1) 事業名

山陽小野田市立山口東京理科大学学生住宅相談窓口事業

### (2) 業務内容

別紙「山陽小野田市立山口東京理科大学学生向け住宅相談窓口業務委託仕様書」のとおり

### (3) 委託期間

契約締結の日から平成 31 年 3 月 31 日までとしますが、本学と受託者の双方に異存がない場合は、引き続き契約を更新します。

## 3 委託金額

平成 29 年度 500 千円以内

平成 30 年度 500 千円以内

（消費税及び地方消費税を含む。）

（平成 30 年度は参考見積）

## 4 スケジュール

期 日	項 目
平成 29 年 8 月 10 日（木）	実施要領等の公表
平成 29 年 8 月 18 日（金）	参加意思表明書提出期限、質問受付期限
平成 29 年 8 月 29 日（火）	質問に対する回答通知
平成 29 年 9 月 5 日（火）	企画提案書提出期日
平成 29 年 9 月 13 日（水）	プレゼンテーション審査
平成 29 年 9 月 19 日（月）	審査決定通知
平成 29 年 9 月下旬	契約（予定）

## 5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、委託業務を適格に遂行するに足

りる能力を有し、以下の要件を全て満たすものとします。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (2) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある者でないこと。
- (3) 山陽小野田市内に主たる事務所又は実体を伴う従たる事務所を有する者。
- (4) 宅地建物取引業の資格を有すること。

## 5 応募の方法

- (1) 提出書類 参加表明書（様式1）
- (2) 提出方法 持参又は書留による郵送
- (3) 提出期日 平成29年8月18日（金）午後5時まで
- (4) 提出先 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学事務部教務課  
〒756-0884 山陽小野田市大学通1丁目1番1号

## 6 質問の受付及び回答

- (1) 質問提出方法  
本実施要領及び仕様書に関する質問は、事務部教務課宛に電子メールで送信ください。（様式任意）
- (2) 質問受付期限  
平成29年8月18日（金）午後5時まで
- (3) 回答方法  
平成29年8月29日（火）付けで参加者全員に電子メールで回答します。

## 7 企画提案書の提出

- (1) 提出書類
  - ① 企画提案書（様式任意）
  - ② 参考見積書（様式任意）
- (2) 提出方法 5（2）に同じ
- (3) 提出期限 平成29年9月5日（火）
- (4) 提出先 5（4）に同じ
- (5) 提出部数 6部（正本1部、副本5部）

## 8 プレゼンテーションの実施

- (1) 日 時 平成29年9月13日（水）  
詳細については、別途参加者に通知します。

- (2) 実施場所 山陽小野田市立山口東京理科大学
- (3) 持ち時間 説明20分、質疑応答10分、計30分以内とします。
- (4) 出席者 3人以内とします。
- (5) その他 プレゼンテーション用機材は参加者で用意ください。ただし、スクリーン、液晶プロジェクタ及び電源は本学で準備します。

## 9 選定方針等

### (1) 選定方針

委託業者の選定は、審査委員会で提出書類及びプレゼンテーションについて審査を行い、提案の内容と実績、業務遂行能力等を総合的に評価し、決定します。

### (2) 審査方法

審査委員会による審査を行います。

### (3) 評価基準

評価項目は別表1のとおりとします。

### (4) 選定結果

審査委員会の審査結果は、すべての参加者に書面により通知します。

(平成29年9月19日(月) 発送予定)

## 10 契約に関すること

### (1) 契約の締結

審査委員会の審査を経て決定された業者と交渉の上、契約を行います。なお、決定された業者が指名停止等の措置要件に該当することとなった場合、及び契約交渉の結果合意に至らなかった場合は、契約の締結を行わないことがあります。この場合、審査結果により次点となった者と契約の交渉を行います。

### (2) 契約締結に係る業務内容

決定業者から本プロポーザルにおいて示された企画提案書及び参考見積書の内容を基本とします。

### (3) 契約金額

決定業者から本プロポーザルにおいて示された参考見積書の金額（消費税及び地方消費税を含む）を基本とします。

## 11 その他

(1) 本プロポーザルの参加に必要な経費は、全て参加者の負担とします。

(2) 次のいずれかに該当する場合は失格となります。

- ① 定めた提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- ② 虚偽の内容が記載されている場合
- ③ その他、審査委員会において不相当と認められた場合

(3) 選定結果についての異議申立ては受け付けません。

## 1 2 担当課・問い合わせ先

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学事務部教務課

〒756-0884 山陽小野田市大学通一丁目1番1号

TEL:0836-88-3500 (代) FAX:0836-88-3400

E-mail: [kyoumu@admin.tusy.ac.jp](mailto:kyoumu@admin.tusy.ac.jp)

担当：貞重、坂井

(別表 1)

## プロポーザル評価項目

項番	区 分	細番	項 目
1	業務経歴	1	学生向け住宅情報の収集、確保及び入退去実績は十分であるか
2	業務実施体制	1	スタッフが本業務の目的を遂行できる経験や実績が十分であるか
		2	適切な業務実施体制が構築されているか
3	企画提案内容	1	業務の内容を適切に理解しているか
		2	住宅情報の収集、情報発信の手法は適切であるか
		3	学生が適切な住宅情報を入手できるよう配慮がなされているか
		4	学生の住居決定に対する相談や支援は優れたものであるか
		5	本学との連絡体制や情報共有を行う体制が確保されているか
		6	業務遂行における内容は、適切な住宅の確保と学生の入居が十分に期待できるものであるか
		7	本業務の遂行に当たり、利用者の個人情報の保護が適切に確保されているか
4	プレゼンテーション	1	明確な説明及び質疑応答ができているか
		2	業務に取り組む姿勢及び熱意が適切であるか
5	業務運営体制	1	本学学生向け住宅情報ウェブサイトの運営及び更新が計画的で利用者の要望に配慮がなされているか
6	住宅管理実績	1	学生向け住宅が継続的かつ総量的に確保できることが期待できる実績を有しているか
7	協働推進実績	1	本学の学生住宅相談業務の協働先として専門性と経験を有しているか
		2	継続的に本学との連携が図れる体制があるか

